

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

2 条例の基準である省令の名称

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）

3 内容

一時保護施設の設備及び運営に関する基準			条例案
条 項	項 目	条 文	
第1条	趣旨	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第3項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護施設設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ～以下省略～	児童福祉法第12条の4第2項の規定に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める
第2条	最低基準の目的等	1 法第12条の4第2項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。 2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	内閣府令に準じて最低基準の目的を規定
第3条	最低基準と一時保護施設	1 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	内閣府令に準じて最低基準向上のための責務を規定
第4条	一時保護施設の一般原則	1 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	内閣府令どおり

		<p>3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	
第5条	非常災害対策	<p>1 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	<p>県独自基準の上乗せ (施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を規定)</p>
第6条	安全計画の策定等	<p>1 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>内閣府令どおり</p>
第7条	自動車を運行する場合の所在の確認	<p>一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができ</p>	<p>内閣府令どおり</p>

		る方法により、児童の所在を確認しなければならない。	
第8条	入所した児童を平等に取り扱う原則	一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。	内閣府令どおり
第9条	児童の権利擁護	<p>1 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。</p> <p>2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。</p>	内閣府令どおり
第10条	児童の権利の制限	<p>1 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。</p> <p>2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。</p>	内閣府令どおり
第11条	児童の行動の制限	一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。	内閣府令どおり
第12条	児童の所持品等	<p>1 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。</p> <p>2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。</p>	内閣府令どおり

第13条	虐待等の禁止	一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	内閣府令どおり
第14条	業務継続計画の策定等	<p>1 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	内閣府令どおり
第15条	設備の基準	<p>1 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。</p>	内閣府令どおり

		<p>三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。</p> <p>四 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>五 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。</p> <p>六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。</p> <p>七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。</p> <p>九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</p> <p>十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。</p> <p>十一 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。</p>	
--	--	---	--

第16条	一時保護施設における職員の一般的要件	一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	内閣府令どおり
第17条	一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	<p>1 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。</p>	内閣府令どおり
第18条	職員	<p>1 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。</p> <p>3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。</p> <p>4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。</p>	内閣府令どおり

<p>第19条</p>	<p>夜間の職員配置</p>	<p>1 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。</p> <p>2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。</p> <p>3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。</p>	<p>内閣府令どおり</p>
<p>第20条</p>	<p>一時保護施設の管理者等</p>	<p>1 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。</p> <p>2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>内閣府令どおり</p>
<p>第21条</p>	<p>児童指導員の資格</p>	<p>1 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>内閣府令どおり</p>

		<p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>九 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>十 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p>	
--	--	---	--

第22条	心理療法担当職員の資格	心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	内閣府令どおり
第23条	学習指導員の資格	<p>1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。</p>	内閣府令どおり
第24条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>1 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。</p>	内閣府令どおり
第25条	衛生管理等	<p>1 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよ</p>	内閣府令どおり

		<p>う適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。</p> <p>5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	
第26条	食事	<p>1 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</p> <p>5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	内閣府令どおり
第27条	入所した児童及び職員の健康状態の把握等	<p>1 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上</p>	内閣府令どおり

		<p>の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。</p> <p>3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	
第28条	養護	<p>1 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。</p>	内閣府令どおり
第29条	生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	<p>1 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。</p> <p>2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。</p> <p>5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。</p>	内閣府令どおり

第30条	関係機関との連携	児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。	内閣府令どおり
第31条	一時保護施設内部の規程	一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する児童の支援に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項	内閣府令どおり
第32条	一時保護施設に備える帳簿	一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	内閣府令どおり
第33条	秘密保持等	1 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	内閣府令どおり
第34条	苦情への対応	1 都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。	内閣府令どおり
第35条	電磁的記録	一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子	内閣府令どおり

		<p>計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
第36条	大都市等の特例	<p>1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)にあつては、第1条第1項及び第2条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第9条第1項、第17条第2項、第21条第1項第9号及び第10号、第27条第2項、第33条第2項並びに第34条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下この項において「児童相談所設置市」という。)にあつては、第1条第1項及び第2条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第9条第1項、第17条第2項、第21条第1項第9号及び第10号、第27条第2項、第33条第2項並びに第34条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。</p>	県条例には規定不要

4 附則

一時保護施設の設備及び運営に関する基準			条例案
条 項	項 目	条 文	
第1条	施行期日	<p>この府令は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>※児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第66号) 附則第6条(一時保護施設の基準に関する経過措置) 新児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設に係る同条第2項に規定する基準については、施行日から起算して1年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第3項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。</p>	公布の日から施行する。
第2条	設備に関する経過措置	<p>この府令の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。次条において「児童福祉</p>	内閣府令どおり

		施設設備運営基準」という。) 第41条の規定を準用する。	
第3条	職員及び夜間の職員配置に関する経過措置	一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。	内閣府令どおり
第4条	指導教育担当職員に関する経過措置	令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。	内閣府令どおり